

令和5年5月定例  
四万十町教育委員会  
会議資料

日 時：令和5年5月12日（金）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 教育長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議 題

- ① 教育長職務代理者の指名について
- ② 承認第1号 専決処分の承認について
- ③ 承認第2号 専決処分の承認について
- ④ 承認第3号 専決処分の承認について
- ⑤ 承認第4号 専決処分の承認について
- ⑥ 議案第1号 四万十町社会教育委員の委嘱について
- ⑦ 議案第2号 四万十町教育研究所運営委員会委員の委嘱について

### 5 協議事項

- ① しまんと町社会福祉協議会評議員の推薦について

### 6 報告事項

- ① 四万十町少年補導センター少年補導員について
- ② 文化的施設について
- ③ 5月連休明けの児童・生徒の出席状況について

### 7 その他

- ① 教育委員会関係職員名簿・事務分担表について
- ② 教育委員会の会議及び各校の行事予定について

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 教 育 長 | 山脇 光章                      |
| 委 員   | 横山 順一、 谷口 和史、 野中 裕子、 西谷 史  |
| 事 務 局 | 浜田 章克、 味元 伸二郎、 長森 伸一、 東 孝典 |

## 教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、教育長の職務を代理する委員を下記のとおり指名する。

令和 5 年 5 月 1 2 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

教育長職務代理者 \_\_\_\_\_ 委員

## 参 考

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋  
(昭和 31 年法律第 162 号)

(教育長)

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

## 承認第 1 号

### 専決処分の承認について

影野小学校学校運営協議会の委員及びアドバイザーの委嘱及び任命について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第 4 条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和 5 年 5 月 1 2 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

影野小学校学校運営協議会の委員及びアドバイザーについて、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和5年4月1日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項及び第13条第3項に基づく影野小学校学校運営協議会の委員及びアドバイザーについて、次のとおり委嘱又は任命する。

影野小学校学校運営協議会委員

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

| 選 出 区 分                             | 氏 名   | 備 考        |
|-------------------------------------|-------|------------|
| (1) 対象学校の所在する地域住民                   | 浜田 好清 | ●●●●●●●●●● |
|                                     | 横山 礼子 | ●●●●●●●●●● |
|                                     | 市川 一夫 | ●●●●●●●●●● |
| (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者             | 片岡 憲康 | ●●●●●●●●●● |
|                                     | 市川 美幸 | ●●●●●●●●●● |
| (3) 地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者 |       |            |
| (4) 学校関係者                           | 小橋 匠  | ●●●●●●●●●● |

|                                 |       |            |
|---------------------------------|-------|------------|
| (5) 学識経験を有する者                   | 三宮 佳子 | ●●●●●●●●●● |
|                                 | 山田 佳代 | ●●●●●●●●●● |
| (6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が適当であると認める者 |       |            |

#### アドバイザー

| 氏 名   | 勤務先・職名                      | 住 所        |
|-------|-----------------------------|------------|
| 岡田 一水 | (株)地域商社こうち マーケティング事業部 取締役部長 | ●●●●●●●●●● |

#### 【専決処分を行った理由】

前任者の任期が令和5年3月31日に終了したことに伴い、4月1日以降の委員及びアドバイザーについて、学校長から推薦があったため、その推薦に基づき委嘱及び任命を行いました。

## 参 考

### ○ 四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 抜粋

(平成 18 年四万十町教育委員会規則第 4 号)

(委任)

**第 1 条** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定に基づき、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第 29 条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

(重要異例の事務の処理)

**第 2 条** 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、特命があるとき、又は事案の特に重要と認められるもの異例に属するもの若しくは規定の解釈上疑義があるものについては教育委員会の決定を求めなければならない。

(教育長の専決)

**第 3 条** 教育長は、緊急の場合には、第 1 条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

**第 4 条** 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第 1 条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

○ 四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 抜粋

(令和 2 年四万十町教育委員会規則第 10 号)

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 47 条の 5 第 1 項の規定に基づく学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

**第 2 条** 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、その所管する学校ごと（法第 47 条の 5 第 1 項ただし書に規定する場合にあっては、2 以上の学校ごと）に協議会を置くように努めるものとする。

2 前項の規定による協議会の設置は、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画並びに保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び子どもたちの健全育成に取り組むという目的を達成するために行うものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、法第 47 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する対象学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。

4 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長に対し、その旨を通知するものとする。

(委員の構成等)

**第 3 条** 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 対象学校の所在する地域住民

(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者

(3) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 7 第 1 項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 学校関係者

(5) 学識経験を有する者

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

**第 4 条** 委員の任期は、2 年とする。

2 前条第 3 項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(基本的な方針の承認等)

**第 9 条** 法第 47 条の 5 第 4 項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 教育目標に関すること。



- (2) 学校の経営計画に関すること。
- (3) 学校組織の編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める事項

2 対象学校の校長は、毎年度、法第 47 条の 5 第 4 項に規定する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得て、学校運営を行うものとする。

(意見の聴取)

**第 10 条** 協議会は、法第 47 条の 5 第 6 項又は第 7 項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(協議会が意見を述べることができる事項)

**第 11 条** 法第 47 条の 5 第 7 項の教育委員会規則で定める事項は、学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に関する事項を除く。）とする。

(意見等の把握及び情報の提供)

**第 12 条** 協議会は、児童、生徒及び保護者等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めるとともに、児童及び生徒については、必要に応じて、意見を聴くものとする。

2 協議会は、保護者等に対して、積極的に活動状況を公開する等、情報の提供に努めるものとする。

(教育委員会等による指導及び助言等)

**第 13 条** 教育委員会は、協議会の運営に関し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

3 教育委員会は、必要に応じ、協議会の運営及び活動に関して助言等を行う者（以下「アドバイザー」という。）を委嘱することができる。

(報酬等)

**第 15 条** 委員及びアドバイザーの報酬及び費用弁償については、四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 35 号。以下「条例」という。）を適用するものとする。

2 委員の報酬の額は、条例別表の上記以外の非常勤の特別職の職員の規定を適用するものとし、日額 1,500 円とする。

3 アドバイザーの報酬の額は、条例別表の附属機関の委員等の規定を適用する。

## 承認第 2 号

### 専決処分の承認について

窪川小学校学校運営協議会の設置について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第 4 条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和 5 年 5 月 1 2 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

## 専 決 書

窪川小学校学校運営協議会の設置について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和5年4月20日

四万十町教育長 山脇 光章

## 記

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、次のとおり学校運営協議会を設置する。

学校運営協議会を設置する学校

四万十町立窪川小学校

【専決処分を行った理由】

本町では、令和5年度中に全小中学校に学校運営協議会を設置することとしており、昨年度には全学校長に対して、お願いをしているところです。

窪川小学校については、学校運営協議会委員の候補者の選任を終え、体制が整ったため、四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、令和5年4月20日付けで学校運営協議会を設置することとしたものです。

なお、同日付けで、設置したことについて次のとおり学校長に通知しました。

5四教学第37号  
令和5年4月20日

四万十町立窪川小学校

校長 窪添 泰平 様

四万十町教育委員会

学校運営協議会の設置について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、窪川小学校に学校運営協議会を設置する。

## 参 考

○ 四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 抜粋

(令和 2 年四万十町教育委員会規則第 10 号)

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 47 条の 5 第 1 項の規定に基づく学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

**第 2 条** 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、その所管する学校ごと（法第 47 条の 5 第 1 項ただし書に規定する場合にあっては、2 以上の学校ごと）に協議会を置くように努めるものとする。

2 前項の規定による協議会の設置は、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画並びに保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び子どもたちの健全育成に取り組むという目的を達成するために行うものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、法第 47 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する対象学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。

4 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長に対し、その旨を通知するものとする。

## 承認第3号

### 専決処分の承認について

窪川小学校学校運営協議会の委員の委嘱及び任命について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和5年5月12日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

窪川小学校学校運営協議会の委員について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和5年4月20日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項に基づく窪川小学校学校運営協議会の委員について、次のとおり委嘱又は任命する。

窪川小学校学校運営協議会委員

任期：令和5年4月20日～令和7年3月31日

| 選 出 区 分                             | 氏 名    | 備 考    |
|-------------------------------------|--------|--------|
| (1) 対象学校の所在する地域住民                   | 今西 澄子  | ●●●●●● |
|                                     | 井上 博文  | ●●●●●● |
|                                     | 谷口 芳彦  | ●●●●●● |
|                                     | 尾崎 弘明  | ●●●●●● |
| (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者             | 萩原 隆一  | ●●●●●● |
|                                     | 中尾 誉   | ●●●●●● |
| (3) 地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者 | 井上 義之  | ●●●●●● |
| (4) 学校関係者                           | 樫本 多美子 | ●●●●●● |
|                                     | 黒岩 範久  | ●●●●●● |
|                                     | 窪添 泰平  | ●●●●●● |
| (5) 学識経験を有する者                       | 齋藤 マサ  | ●●●●●● |
| (6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が適当であると認める者     |        |        |

### 【専決処分を行った理由】

令和5年4月20日の窪川小学校学校運営協議会の設置に伴い、同協議会の委員について、学校より推薦があったため、その推薦に基づき委嘱及び任命を行いました。

### 参 考

○ 四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 抜粋

(令和2年四万十町教育委員会規則第10号)

(委員の構成等)

**第3条** 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域住民
- (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。

2 前条第3項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(教育委員会等による指導及び助言等)

**第13条** 教育委員会は、協議会の運営に関し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

3 教育委員会は、必要に応じ、協議会の運営及び活動に関して助言等を行う者（以下「アドバイザー」という。）を委嘱することができる。

(報酬等)

**第15条** 委員及びアドバイザーの報酬及び費用弁償については、四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年四万十町条例第35号。以下「条例」という。）を適用するものとする。

2 委員の報酬の額は、条例別表の上記以外の非常勤の特別職の職員の規定を適用するものとし、月額1,500円とする。

3 アドバイザーの報酬の額は、条例別表の附属機関の委員等の規定を適用する。



## 承認第4号

### 専決処分の承認について

四万十町放課後子ども教室運営委員の委嘱又は任命について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和5年5月12日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき下記のとおり専決する。

令和5年4月1日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町放課後子ども教室運営委員の委嘱等について

四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱第9条（平成20年四万十町教育委員会告示第2号）の規定に基づき、四万十町放課後子ども教室運営委員を次のとおり変更し、委嘱又は任命する。

変更前

| 選 出 区 分                          | 氏 名    | 住 所      | 備考 |
|----------------------------------|--------|----------|----|
| (4) 学校関係の代表者                     | 小島 ふみ子 | 大正93番地   |    |
| (5) 第11条第1項に規定する<br>コーディネーターの代表者 | 山崎 一   | 琴平町16-17 |    |
| (6) 町職員                          | 長森 伸一  | 琴平町16-17 |    |

変更後

| 選 出 区 分                          | 氏 名   | 住 所         | 備考 |
|----------------------------------|-------|-------------|----|
| (4) 学校関係の代表者                     | 藤原 良仁 | 大正北ノ川358-20 | 新任 |
| (5) 第11条第1項に規定する<br>コーディネーターの代表者 | 野村 泰子 | 琴平町16-17    | 新任 |
| (6) 町職員                          | 国澤 豪人 | 琴平町16-17    | 新任 |

任期 : 令和5年4月1日から令和6年3月31日

【専決処分を行った理由】

人事異動等に伴い、後任の校長、町の職員等を任命するため、異動日の4月1日付けで専決処分を行いました。

参 考

○ 四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱 抜粋

(平成 20 年四万十著教育委員会告示第 2 号)

(運営委員会)

**第 9 条** 子ども教室の運営方法等を検討するため、四万十町放課後子ども教室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画の策定
- (2) 安全管理方策の調査及び検討
- (3) 広報活動方策の調査及び検討
- (4) ボランティア等の地域協力者の人材確保方策の調査及び検討
- (5) 活動プログラムの企画
- (6) 事業実施後の検証・評価
- (7) その他事業の運営に関し必要な事項

3 運営委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども教室（指導者）の代表者
- (2) 子ども教室（保護者）の代表者
- (3) 四万十町 P T A 連合会の代表者
- (4) 学校関係の代表者
- (5) 第 11 条第 1 項に規定するコーディネーターの代表者
- (6) 町職員
- (7) 教育委員会職員

4 前項 6 号に定める町職員は、健康福祉課長及び町民課長を第 7 号の教育委員会職員は、生涯学習課長をもって充てる。

5 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 運営委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。

7 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

8 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

**第 10 条** 運営委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 運営委員会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(コーディネーター)

**第11条** 子ども教室の円滑な運営、総合的な調整等を行うため、コーディネーターを置く。

2 コーディネーターは、次に掲げる事項を掌る。

(1) 子ども教室の指導者等への助言・指導、学校長との調整等

(2) 子ども教室の活動プログラムの企画・策定

(3) 保護者、ボランティア等に対する子ども教室への参加誘導

(4) その他子ども教室の実施に関し必要な事項

3 コーディネーターに登録を申請するものは、四万十町放課後子ども教室開設事業コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーター登録申込書（第2号様式）を、教育委員会に提出するものとする。

4 教育委員会は、前項の申請のあった者を承認したときは、コーディネーター登録台帳に登載し、登録証を発行する。

5 教育委員会は、コーディネーターから登録取り消しの申し出があったとき、心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又はコーディネーターとして適さないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

四万十町放課後子ども教室運営委員名簿

| 選 出 区 分                      | 氏 名    | 住 所          | 備考 |
|------------------------------|--------|--------------|----|
| (2) 子ども教室（指導者）の代表者           | 市川 絢子  | ●●●●●●       |    |
|                              | 高橋 知佐  | ●●●●●●       |    |
|                              | 山崎 孝子  | ●●●●●●       |    |
| (2) 子ども教室（保護者）の代表者           | 武内 由美  | ●●●●●●       |    |
| (3) 四万十町PTA連合会の代表者           | 下司 康弘  | ●●●●●●       |    |
| (4) 学校関係の代表者                 | 藤原 良仁  | 大正北ノ川 358-20 | 補欠 |
| (5) 第11条第1項に規定するコーディネーターの代表者 | 野村 泰子  | 琴平町 16-17    | 補欠 |
| (6) 町職員                      | 国澤 豪人  | 琴平町 16-17    | 補欠 |
|                              | 今西 浩一  | 琴平町 16-17    |    |
| (7) 教育委員会職員                  | 味元 伸二郎 | 琴平町 16-17    |    |

任期：令和4年10月12日又は令和5年4月1日～令和6年3月31日

## 議案第 1 号

### 四万十町社会教育委員の委嘱について

四万十町社会教育委員条例（平成 18 年四万十町条例第 172 号）第 2 条に基づき令和 4 年 6 月 8 日付けで委嘱していた社会教育委員を下記のとおり変更し委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和 5 年 5 月 1 2 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

### 記

#### 四万十町社会教育委員

##### 変更前

| 選 出 区 分          | 氏 名  | 住 所           | 年 齢 | 備 考 |
|------------------|------|---------------|-----|-----|
| (1) 学校教育の<br>関係者 | 小橋 匠 | 影野 6 5 3 (学校) | ●●  |     |

##### 変更後

| 選 出 区 分          | 氏 名   | 住 所             | 年 齢 | 備 考 |
|------------------|-------|-----------------|-----|-----|
| (1) 学校教育の<br>関係者 | 坂本 益英 | 興津 1 5 7 2 (学校) | ●●  | 新規  |

任期 : 令和 5 年 5 月 1 5 日 から 令和 6 年 3 月 3 1 日

## 参 考

### ■ 新たに委員とする者の氏名等

|      |                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 住 所  | 興津 1 5 7 2 番地 (学校)                                                            |
| 氏 名  | 坂本 益英 (さかもと ますひで)                                                             |
| 生年月日 | ●●●●年●●月●●日 (●●才)                                                             |
| 変更理由 | 現 興津小学校校長<br>社会教育の振興に大きく貢献されている町内小中学校の校長会からの選出であり、社会教育委員 (学校教育の関係者) として適任である。 |

○ 社会教育法 (昭和 24 年 6 月 10 日号外法律第 207 号) 抜粋

#### 第四章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○ 四万十町社会教育委員条例 (平成 18 年四万十町条例第 172 号)

(設置)

第 1 条 社会教育法 (昭和 24 年法律第 207 号) 第 15 条第 1 項の規定に基づき、四万十町社会教育委員 (以下「委員」という。) を置く。

(委嘱の基準)

第 2 条 委員は、次に掲げる者の中から委嘱するものとする。

(1) 学校教育の関係者

(2) 社会教育の関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験のある者

(定数)

第 3 条 委員の定数は、10 人以内とする。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の事情があるときは、任期中でも委員を解職することができる。

四万十町社会教育委員名簿

| 選 出 区 分                       | 氏 名   | 住 所             | 年 齢 | 備 考 |
|-------------------------------|-------|-----------------|-----|-----|
| (1) 学校教育の<br>関係者              | 中脇 由美 | ●●●●●●●●        | ●●  |     |
|                               | 坂本 益英 | 興津 1 5 7 2 (学校) | ●●  | 補欠  |
|                               | 川田 弘人 | 北琴平町 6 - 1 (学校) | ●●  |     |
| (2) 社会教育の<br>関係者              | 平野 勝己 | ●●●●●●●●        | ●●  |     |
|                               | 八木 敏伸 | ●●●●●●●●        | ●●  |     |
|                               | 松下 正明 | ●●●●●●●●        | ●●  |     |
| (3) 家庭教育の<br>向上に資する活<br>動を行う者 | 金子 仁  | ●●●●●●●●        | ●●  |     |
|                               | 酒井 紀子 | ●●●●●●●●        | ●●  |     |
| (4) 学識経験の<br>ある者              | 本井 ゆき | ●●●●●●●●        | ●●  |     |

任期 : 令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 3 1 日

令和 4 年 6 月 8 日 ~ 令和 6 年 3 月 3 1 日 (川田 弘人、松下 正明)

令和 5 年 5 月 1 5 日 ~ 令和 6 年 3 月 3 1 日 (坂本 益英)

## 議案第 2 号

### 四万十町教育研究所運営委員会委員の委嘱について

四万十町教育研究所管理規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 8 号）第 7 条に基づく四万十町教育研究所運営委員会の委員を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和 5 年 5 月 1 2 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

### 記

#### 令和 5 年度 教育研究所運営委員会委員

任期 令和 5 年 6 月 5 日 ～ 令和 6 年 3 月 3 1 日

| 選出区分  | 氏 名   | 所 属    | 備 考    |
|-------|-------|--------|--------|
| 学校長   | 徳弘 茂生 | 十川小学校  | 校長会長   |
| 教 頭   | 月原 賢司 | 窪川小学校  | 教頭会長   |
| 教 諭   | 今津 等  | 窪川小学校  | 教諭代表   |
|       | 前田 憲志 | 窪川中学校  | 教諭代表   |
| 学識経験者 | 石崎 豊史 |        |        |
|       | 戸田 晶秀 |        |        |
| P T A | 槇野 一人 | 川口小学校  | P 連会長  |
|       | 義村 貴明 | 田野々小学校 | P 連副会長 |



## 参 考

### ○ 四万十町教育研究所管理規則 抜粋

(平成 18 年四万十町教育委員会規則第 8 号)

(運営委員会)

第 7 条 研究所の円滑な運営を図るため、研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、研究所の事業計画、調査研究課題その他運営に関する重要事項について審議し、所長に助言する。

3 運営委員は、次の区分により委員会が委嘱する。

学校長 1 人

教頭 1 人

教諭 2 人

学識経験者 2 人

P T A 2 人

計 8 人

4 運営委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充によって新たに委嘱された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。